

公立大学法人横浜市立大学附属病院長候補適任者選考に関する実施細則

(目的)

第1条 この細則は、横浜市立大学附属病院長候補者選考会議規程（以下「選考会議規程」という。）第11条の規定に基づき、病院長候補者の選考に関し必要な事項を定める。

(推薦時期及び公示等)

第2条 横浜市立大学附属病院長候補者選考会議（以下「選考会議」という。）は、横浜市立大学附属病院長の選考等に関する規程（以下「選考規程」という。）第2条第1項各号のいずれかに該当する場合には、推薦受付に関する期間、日時、場所及びその他必要な事項を定め、推薦受付最終日の14日前までに公示するものとする。

2 選考規程第2条第1項第2号から第4号の規定による選考を行う場合には、前項の公示の時期を変更することができる。

(推薦)

第3条 選考会議は、選考会議の委員に、病院長候補者となるべき適任者（以下「病院長候補適任者」という。）の推薦を求めるものとし、選考会議の委員は、単独で推薦することができる。

2 選考会議は、現附属病院長から推薦があった者又は学術院医学群に所属する主任教授のうち3名以上から推薦があった者を病院長候補適任者として受け付けることができる。

3 推薦者は、複数の病院長候補適任者を推薦すること、又は自らを病院長候補適任者に推薦することはできない。

4 推薦者は、複数の推薦方法により病院長候補適任者を推薦することはできない。

5 第1項又は第2項に規定する病院長候補適任者の推薦に当たっては、病院長候補適任者の同意を得て、推薦するものとする。

(選考資料の提出)

第4条 前条により病院長候補適任者として推薦された者は、次に掲げる書類を選考会議に提出するものとする。

(1) 横浜市立大学附属病院長候補適任者推薦用紙（第1号様式）

(2) 履歴書（略歴書）（第2号様式）

(3) 適任者調書（第3号様式）

(4) 所信表明書（第4号様式）

(その他)

第5条 この細則に定めるもののほか、病院長候補適任者の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和元年12月9日から施行し、令和元年12月1日から適用する。